

東海事業センター 業務規程

平成 23 年 3 月 22 日

(目的)

第 1 条 この規程は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成 6 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人総合科学研究機構が登録施設利用促進機関（以下「機関」という。）として行う特定中性子線施設の利用促進業務（以下「業務」という。）に関する事項を定め、もってその業務を適正かつ確実に実施することを目的とする。

(業務実施の基本方針)

第 2 条 機関は、法第 4 条の規定に基づき文部科学大臣が定める特定中性子線施設の共用の促進に関する基本的な方針に即して業務を実施する。

(業務実施の事務所)

第 3 条 機関は、特定中性子線施設の業務を、東海事業センターにおいて実施する。

(選定委員会の構成及び選定委員会の運営)

第 4 条 機関は、法第 16 条の規定に基づき、利用者選定業務に関する事項について意見を聴くため、選定委員会を設置する。

- 2 選定委員会の委員は、施設利用研究に関し学識経験を有する者のうちから、東海事業センター長が人選し、理事長が委嘱する。委員の選任に当たっては、委員の職業、専門分野等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。
- 3 委員長は、委員が互選する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員長に事故のあるときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 その他、選定委員会の構成及び運営に関して必要な事項については別に定める。

(中性子線共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の方法)

第 5 条 機関は、中性子線共用施設を利用して研究等を行う者の研究課題（以下「課題」という。）を公募する。

- 2 課題の募集及び選定に当たっては、あらかじめ申請方法、選定の基準その他課題の募集及び選定に関し必要な事項について、ホームページの利用、機関の発行する情報誌その他の適切な手段を積極的に活用することにより広く公表する。

3 機関は、課題の選定に当たっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の方法)

第6条 機関は、中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の計画（以下「計画」という。）を公募する。

2 計画の募集及び選定に当たっては、あらかじめ申請方法、選定の基準その他計画の募集及び選定に関し必要な事項について、ホームページの利用、機関の発行する情報誌その他の適切な手段を積極的に活用することにより広く公表する。

3 機関は、計画の選定及び利用状況の評価に当たっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(利用者選定業務の公正の確保)

第7条 機関は、利用者選定業務を行う部署に専任の管理者を配置するとともに、選定委員会において利用者選定業務の実施に関する意見を聴取したうえで選定を実施し、その結果を広く公表することにより、選定の公平性を確保する。

2 その他、利用者選定業務の公正の確保のために必要な事項については、必要に応じて別に定める。

(研究実施相談者の配置)

第8条 機関は、利用支援業務を行う部署に特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令第28号）第8条に定める特定中性子線施設の数以上の研究実施相談者を配置する。研究実施相談者の配置に当たっては、施設利用研究を行う者の研究等の特性に配慮するものとする。

2 研究実施相談者は、特定中性子線施設における施設利用研究の実施に関し、研究者等に対する技術指導及び相談等の支援業務を行う。

(施設利用研究を行う者に対する情報の提供及び相談その他の援助の方法)

第9条 機関は、ホームページの利用、機関の発行する情報誌その他の適切な手段を積極的に活用することにより、施設利用研究を行う者（行おうとする者を含む。）に対して、施設利用研究の実施に関する情報を提供する。

2 機関は、施設利用研究の実施に必要な技術的検討及び調査研究を行い、技術的知見の一層の蓄積に努めるとともに、これらの結果も活用しつつ、施設利用研究を行う者に対して、適切な技術指導、相談等の支援を行う。

3 機関は、講習会及び成果報告会の開催等による積極的な啓発活動を行うとともに、特定中性子線施設における国際的な施設利用の拡大の取組み(たとえば、

研修、ワークショップ、スクール等)を実施する。

(特定中性子線施設における研究者等の安全の確保)

第10条 機関は、研究者等の安全の確保を図るため、第一種放射線取扱主任者免状を有する者を安全管理者として配置する。

2 安全管理者は、中性子線共用施設における研究者等の安全の確保に関する利用者支援業務を行う。

(業務に関する情報の管理及び秘密の保持)

第11条 業務に従事する機関の役員及び職員（役員及び職員であった者を含む。）、選定委員会に属する委員（委員であった者を含む。）は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 機関は、業務によって取得した情報（施設利用研究の成果及び個人情報を含む。）に関し、別に定めるところにより、適正な管理を行うものとする。

(日本原子力研究開発機構及び高エネルギー加速器研究機構との連携)

第12条 機関は、業務の円滑な実施を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）と緊密な連携を図るものとする。

2 機関は、大強度陽子加速器施設（J-PARC）の建設・運営をJAEAと共同で行う大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構とも緊密な連携を図るものとする。

(その他業務の実施に関し必要な事項)

第13条 機関は、特定中性子線施設をより有効に活用するため、適切な役割分担を考慮しつつ、他の中性子線施設や量子ビーム施設等との有機的な連携を図るものとする。

2 機関は、特定中性子線施設が立地する地域における科学技術活動を活性化し、新産業・新事業の創出を促進するという観点から、地域における産学官連携の深化をはじめとして、地元自治体等との連携を図るものとする。

附 則

この規程は、文部科学大臣の認可があった日から施行する。